

令和 8 年度

福島町議会
定例会 6 月会議

令和 8 年 6 月 1 8 日 (木)

議会提出議案

福島町議会

令和8年度福島町議会定例会6月会議 議会提出議案目次

番号	件名	頁
発委1	日本政府に核兵器禁止条約の参加、調印・批准を求める意見書の提出について	3
発委2	地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について	5
発委3	義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出について	8
発委4	道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について	11
発委5	東京一極集中の税の偏在是正及び地方の持続的発展に向けた施策の強化を求める意見書の提出について	14
発委6	ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を求める意見書の提出について	17
発委7	令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について	19
発委8	物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について	21

発委第1号

福 議 委 号
令和8年6月18日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 藤 山 大

日本政府に核兵器禁止条約の参加、調印・批准を求める
意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出します。

日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書

広島と長崎にアメリカの原子爆弾が投下されてから 72 年を経た平成 29 年 7 月 7 日、歴史的な核兵器禁止条約が採択されました。同年 9 月 20 日には同条約への調印・批准・参加が開始され、令和 3 年 1 月 22 日に発効しました。現在同条約に署名・批准・参加した国は 99 か国・地域に広がっています。

核兵器禁止条約は、核兵器について破滅的な結末をもたらす非人道的な兵器であり、国連憲章、国際法、国際人道法、国際人権法に反するものであると断罪して、これに「悪の烙印」を押しました。

条約は、開発、生産、実験、製造、取得、保有、貯蔵、使用とその威嚇にいたるまで、核兵器に関わるあらゆる活動を禁止しています。条約は、被爆者や核実験被害者への援助をおこなう責任も明記しています。

核兵器禁止条約は、被爆者とともに私たち日本国民が長年にわたり熱望してきた核兵器完全廃絶につながる画期的なものです。

この核兵器禁止条約の規範力を強化し、核兵器の使用を防ぐことがつよく求められています。

令和 4 年 2 月 24 日、ロシアのプーチン大統領は、ウクライナへの軍事侵略に合わせて、「ロシアは世界で最も強力な核保有国の一つだ。わが国を攻撃すれば壊滅し、悲惨な結果になる」と核兵器による威嚇をおこないました。その後も繰り返し核使用の脅迫をおこないながら侵略を続けています。

また、パレスチナのガザ地区でジェノサイドをおこなっているイスラエルは、閣僚がガザへの核兵器使用を「選択肢」と発言しました。

そして、各保有国であるアメリカとイスラエルは令和 8 年 2 月 28 日、イランへの先制攻撃をおこないました。

これらは、核兵器の使用・威嚇を禁じた核兵器禁止条約にも、先制攻撃を禁止し紛争の平和的解決を定める国連憲章にも明確に違反するものです。

令和 6 年 12 月 10 日、日本原水爆被害者団体協議会（日本被団協）がノーベル平和賞を受賞しました。被爆者の皆さんが自らの体験、証言を通して核兵器の使用をタブーとする世界的な規範の成立に貢献したとノーベル委員会はたたえています。

広島、長崎の原爆被害を唯一経験した日本政府は、核兵器の使用を許さず、核兵器を全面的に禁止させる先頭に立たなければなりません。

よって、日本政府には、すみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会で批准することを強く求めます。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

（議決年月日）

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 内閣総理大臣、外務大臣

発委第2号

福 議 委 号
令和8年6月18日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 藤山 大

地方財政の充実・強化に関する意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

地方財政の充実・強化に関する意見書

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化にともなう社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められています。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地域公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化しています。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきました。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性的な人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められます。

令和8年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっていますが、令和9年度政府予算及び地方財政の検討にあたっては、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項を求めます。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、引き続きインフレや円安、原油高による行財政の悪化によって地方の公共サービスに格差が生じないように、これらを支える人材の確保に必要な人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実をはかること。
2. 公立病院の8割が赤字と言われる中、人口減少が進む本町では診療所が地域医療の要であることから、処遇改善を含む人材確保に必要な財政支援と、経営の安定化に必要な繰出金等の財源確保を行うこと。
3. 子育て対策、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充をはかること。加えて、これらの分野を支える人材確保にむけた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。
4. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。さらなる地方の財源確保にむけては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。
5. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがないように、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地

方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

6. 「地方創生推進費」として確保されている1兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。
7. 地域公共サービスを担う人材の確保のため、令和9年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。また、会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。
8. 自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体DXにともなうシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。
9. 地域の活性化にむけて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実をはかること。
10. 人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化をはかること。
11. 自治体を実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（こども対策、少子化対策、若者活躍、男女共同参画、共生・共助）

発委第3号

福 議 委 号
令和8年6月18日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 藤山 大

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元など教育予算
拡充とゆたかな学びを求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

義務教育費国庫負担制度堅持・負担率 1/2 への復元など 教育予算拡充とゆたかな学びを求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、地方自治体の財政状況に左右されずに教職員を安定的に確保するために、教職員の給与の一部を国が負担する制度です。この制度における国の負担率が平成 18 年に 1/2 から 1/3 に変更されました。教育の機会均等を確保するためにも、国の責任において義務教育費国庫負担制度を堅持し、国の負担率を 1/2 へと復元することが重要です。

令和 7 年 1 月に文科省が発表した「就学援助実施状況等調査」では、要保護・準要保護率は、全国で 13.66% (7 人に 1 人)、北海道においては全国で 7 番目に高い 17.59% (5.7 人に 1 人) となっており、依然として各家庭への負担が厳しい実態にあります。

高校授業料無償化制度の所得制限は撤廃されたものの「奨学金制度」を利用せざるを得ない子どもたちや経済的な理由で進学・就学を断念する子どもも増加しています。令和 8 年度予算では、「高校生等奨学給付金」が年収 270 万円未満から 490 万円未満へと拡充されました。また「給食費無償化」についても小学校で実施されます。今後とも対象者や校種、補助金額などのさらなる拡大が必要です。

子どもたちへのきめ細やかな教育を実現するためには、教職員定数を抜本的に改善することによる少人数学級の実現と教職員の超勤・多忙化解消は不可欠です。「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、小学校に続き、26 年度から中学校においても段階的に 35 人以下学級が実現することになりましたが、高校については依然として「検討」にとどまっています。26 年度文科省予算において教職員定数改善は、中学校においても「35 人学級」を段階的にすすめるために 5,580 人、小学校教科担任制拡大に向けて 990 人など 7,596 人とどまっています。現場が求める授業準備の確保や持ちコマ数軽減、高校への当面「35 人学級」拡大などさらなる改善が必要です。

さらに、小・中学校の不登校が 11 年連続で増加し、過去最高を記録しています。その一因として、この間の学習指導要領が改訂の度、内容および教科書のページ数が増加したことが子どもたちに過度な負担を与えていると指摘されています。子どもたちの負担を軽減し、学校をゆたかな学びの場とするためには、学習指導要領の内容や標準授業時数を見直し、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善をはかる必要があります。

こうしたことから、国においては、義務教育費無償、義務教育費国庫負担制度の堅持、当面負担率 1/2 への復元、早急に実効性のある教職員の超勤・多忙化解消、「30 人以下学級」の実現など、学校がゆたかな学びの場となるよう、以下の項目について意見します。

記

1. 国の責務である教育の機会均等・水準の最低保障を担保するため、義務教育費を無償とするよう求めます。少なくとも、義務教育費国庫負担制度を堅持し、当面、義務教育費国庫負担金の負担率を 1/2 に復元するよう要請します。

2. 給食費（中学校）、修学旅行費、教材費など保護者負担の解消や、図書費などについて国において十分な確保、拡充を行うよう要請します。
3. 就学援助制度・奨学金制度の更なる拡大など、就学保障の充実に向け、国の責任において予算の十分な確保、拡充をはかるよう要請します。
4. 小中高「30人以下学級」の早期実現にむけて、学級編制標準を順次改定するよう求めます。当面、高校への「35人以下学級」拡大を求めます。また、増加し続ける不登校やいじめ、自死など子どもたちをめぐる深刻な課題を解決するため教職員定数改善や加配教員増員をはかるとともに、教頭・養護教諭・事務職員・栄養教諭の全校配置の実現のため、必要な予算の確保・拡充をはかるよう要請します。
5. 子どもたちのゆたかな学びを保障するため、学習指導要領の内容および標準授業時数を見直し、「カリキュラム・オーバーロード」の早期改善をはかるよう要請します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

（議決年月日）

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣

発委第4号

福 議 委 号
令和8年6月18日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 藤山 大

道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての
子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

道教委「これからの高校づくりに関する指針」(改定版)を見直しすべての子どもにゆたかな学びを保障する高校教育を求める意見書

道教委は、令和5年3月に「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」(以下、「指針(改訂版)」)を策定し、「公立高等学校配置計画」をすすめてきました。毎年度、中卒者数減などを理由に高等学校の募集停止や再編・統合、間口削減を行ってきたことにより、道内では公立高校の統廃合がすすみ、公立高校のない市町村が55市町村(令和8年4月現在)となりました。「指針(改定版)」には、「1学年4~8学級」とした学校規模の基準明示が削除となったものの、「5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で20人未満」「地域連携校等で5月1日現在の第1学年の在籍者数が2年連続で10人未満」とした配置の基本的な考え方により、令和10年度高校配置計画において美瑛高校の募集停止が公表されるなど、今後も高校数が減少していく見通しです。

また、令和8年度からは私立高校授業料も年間45万7,200円と上限額はあるものの実質無償化となりました。国に先行して既に私立高校の無償化を実施している自治体では、中学受験の過熱化や公立校の定員割れとそれともなう統廃合、私立高校の授業料値上げが結果として生じており、北海道においても公立高校の定員割れがみられ、一方で大学付属校や私立進学校などで定員オーバーとなりました。

地元の高校を奪われた子どもたちは、遠距離通学や下宿生活等を余儀なくされ、精神的・身体的な負担が増大するとともに、保護者の経済的負担が大きくなっています。また、子どもの進学を機に地元を離れる家庭もあり、過疎化がすすみ、経済や産業、文化などに影響を及ぼすなど結果的に地域の活力を削ぐこととなっています。

多くの市町村は、通学費や制服代、教科書代の補助や給食提供などの財政措置のほか、やむなく市町村立へ移管とするなど、地元の高校存続に向けた努力をしています。しかし、本来こうしたことは道教委が行うべきであり、道教委は、後期中等教育をすべての子どもたちに等しく保障する教育行政としての責任を、各自治体に転嫁していると言わざるを得ません。また、各地域や学校の特色あるとりくみにより新入学生が増加しても既に計画された募集停止が撤回されないなど地域の声が反映されておらず、また、募集停止決定後、在校生の退学や転校がすすむなど、このままでは、「都市部への一極集中」や「地方の切り捨て」など地域間格差が増大し、北海道地域全体の衰退につながることは明らかです。

道教委は、広大な北海道の実情を鑑み、中学卒業生数の減少期だからこそ少人数でも運営できる学校形態を確立する、学級定数の改善を行うなど、地域の高校存続を基本に、希望するすべての子どもにゆたかな後期中等教育を保障していくべきです。そのためには、地域や子どもの意見・要望を十分反映させ、地域の経済・産業・文化の活性化を展望した新たな「高校配置計画」「高校教育制度」を創り出していくことが必要です。

以上の趣旨にもとづき、次の事項について意見します。

記

1. 道教委「これからの高校づくりに関する指針(改定版)」を見直し、地域の教育や

文化、経済や産業など地域の衰退を招かないため、少人数でも運営できる学校形態を確立し地域の高校を存続させること。

2. すべての道内公立高校の学級定員を30人以下に引き下げること。
3. 教育の機会均等と子どもの学習権を保障するため、「遠距離通学費等補助制度」の5年間の年限を撤廃すること。
4. 障がいのある・なしにかかわらず、希望するすべての子どもが地元の高校で学ぶことのできる後期中等教育を保障するため、「地域合同総合高校」の設置など、ゆたかな高等教育を実現するため検討をすすめること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 北海道知事、北海道教育委員会教育長

発委第5号

福 議 委 号
令和8年6月18日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 総務教育常任委員会
委員長 藤山 大

東京一極集中の税の偏在是正及び地方の持続的発展に向けた施策の強化を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出します。

東京一極集中の税の偏在是正及び地方の持続的発展に向けた施策の強化を求める意見書

我が国においては、依然として東京圏への人口、企業、大学、行政機能等の過度な集中が続いており、地方における人口減少、担い手不足、地域経済の縮小、交通・医療等の生活基盤の弱体化といった問題が一層深刻化している。

税収の違いから、どこの自治体に住むかによって、子育て支援や医療などの行政サービスにある程度差が生じることはやむを得ないが、現状においては、東京の一極集中に歯止めがかからず、税収が東京だけに集まって、地方が疲弊し続けているのが実態である。

また、当町を含む道南地域においては、急速な人口減少と高齢化の進行により、水産業、農業、観光業等の基幹産業の担い手不足が顕在化するとともに、医療人材の確保や病院経営の面でも厳しい状況が生じており、地域に安心して住み続けるための条件そのものが揺らぎつつある。

このような状況は、個々の地方自治体の自主的努力のみで克服できるものではなく、東京一極集中という国土構造上の問題に起因するものであり、国が責任をもってその是正に取り組み、地方分散型の国土構造への転換を図るとともに、地方における産業・雇用・生活基盤を総合的に支える政策を強力に推進することが不可欠である。

よって、国に対し、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 地方公共団体間の財源の均衡化を図り、地域間格差をできる限り縮小し、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系を構築すること。
- 2 東京圏への人口、産業、大学及び行政機能の過度な集中を是正し、多極分散型国土の形成を国家戦略として明確に位置付け、中長期的視点に立った総合施策を推進すること。
- 3 企業の本社機能及び研究開発拠点等の地方分散を推進するため、地方移転・地方拠点設置に対する財政支援制度の恒久化・拡充を図ること。
- 4 道南地域の基幹産業である水産業、農業及び観光業の高度化・高付加価値を支援するとともに、再生可能エネルギーなどの地域特性を活かした新産業の創出に対する重点的支援を行うこと。
- 5 人口減少地域における医療提供体制の維持が困難となりつつある現状を踏まえ、地方においても安心して生活できるよう、医療人材の確保支援や地域医療体制の維持に対する財政措置を講じること。
- 6 地方公共交通の維持・確保に対する安定的な財政措置を講じるとともに、高速通信網の整備及びテレワーク環境の構築など、地方においても多様な

働き方が可能となるデジタル基盤の強化を図ること。

- 7 地方自治体が将来にわたり安定的に行政サービスを提供できるよう、地方交付税の安定確保及び地方創生関連交付金の維持・拡充を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、内閣官房長官、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）

発委第6号

福 議 委 号
令和8年6月18日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 佐藤 孝男

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の
充実・強化を求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の 充実・強化を求める意見書

本道の森林は、全国の森林面積のおよそ4分の1を占め、地球温暖化防止や国土の保全、林産物の供給等の多面的機能の発揮が期待されており、これらの機能を十分に発揮させるためには、森林資源の循環利用を進める必要がある。

全国一の森林資源を有する北海道は、2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、伐採後の着実な植林による森林の若返りや長期間炭素を固定する木材利用の促進、化石燃料の代替となる木質バイオマスの利用促進など森林吸収源対策を積極的に推進する責務を担っている。

道では、森林資源の循環利用に向けて、森林整備事業や治山事業など国の事業を活用し、植林・間伐や路網の整備、優良種苗の安定供給、山地災害の防止、木造建築物の整備、森林づくりを担う人材の育成など、様々な取組を進めてきたところである。

本道の森林を将来の世代に引き継ぎ、環境への負荷の少ない循環型社会の形成に貢献するためには、活力ある森林づくりや道産木材の利用、防災・減災対策を一層進め、ゼロカーボン北海道の実現に資する森林・林業・木材産業施策の充実・強化を図ることが必要である。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

記

1 地球温暖化や山地災害の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮に向けて、伐採後の着実な植林や適切な間伐、路網の整備や、「国土強靱化実施中期計画」に基づく防災・減災対策の推進について、物価や人件費の高騰も考慮し、必要な予算を十分に確保するとともに、森林の保全と適正な利用に向けた取組を進めること。

2 森林資源の循環利用を推進するため、優良種苗の安定供給、鳥獣害・病虫害など森林被害対策、AI技術やICT等を活用したスマート林業の推進、木材加工・流通体制の強化、建築物の木造・木質化や木質バイオマスの熱利用の促進などによる道産木材の需要拡大、外国人材も含めた森林づくりを担う多様な人材の育成・確保などに必要な支援を充実・強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、環境大臣、復興大臣

発委第7号

福 議 委 号
令和8年6月18日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 佐藤 孝男

令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出
します。

令和8年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

北海道最低賃金の引き上げは、ワーキングプア(働く貧困層)解消のための「セーフティネット」の一つとして最も重要なものです。

道内で働く者の暮らしは、近年の賃上げをもってしても実質賃金がマイナスとなっている現状では、物価上昇の影響により生活向上が改善したと感じる人は少数であると考えられます。また、2025年10月に引き上げた65円で、道内の全労働者216.5万人の内、57万人を超える労働者が最低賃金近傍に張り付いている状況です。

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めていますが、現状では最低賃金の影響を受けやすい非正規雇用労働者は、自身の労働条件決定にほとんど関与することができません。

最低賃金の引き上げ金額が低ければ、その近傍で働く多くの方の生活は、より一層厳しいものとなり、個人の消費行動および北海道経済にも悪影響を与えかねません。

つきましては、北海道労働局及び北海道地方最低賃金審議会においては、令和8年度の北海道最低賃金の改正にあたって、以下の措置を講ずるよう強く要望します。

記

1. 「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」及び「経済財政運営と改革の基本方針2025」(いずれも令和7年6月13日閣議決定)で示されている、「中小企業・小規模事業者の賃金向上推進5か年計画」に基づいた審議を行い、地域間格差についても是正を図ること。
2. 賃金構造基本統計調査の北海道における短時間労働者の平均時間額や民間の求人時間額などを参考として、指標の時間額と同等水準となる最低賃金の引き上げ審議を行うこと。
3. 賃上げの原資確保のため、公正取引を促す「パートナーシップ構築宣言」の宣言企業拡大を進めると同時に、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」を押し進め、最低賃金の大幅引き上げを図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 北海道労働局、北海道地方最低賃金審議会

発委第8号

福 議 委 号
令和8年6月18日

福島町議会議長 溝部 幸基 様

提出者 経済福祉常任委員会
委員長 佐藤 孝男

物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり福島町議会会議条例第17条第3項の規定により提出します。

物価上昇に見合う年金引き上げを求める意見書

令和8年度の年金改定率は国民年金(基礎年金部分)1.9%、厚生年金(比例報酬部分)2.0%とプラス改定になりましたが、物価上昇率3.2%と比較すると、実質的に1.3%の減額となってしまいました。その結果、第二次安倍政権(平成25年)以降の14年間で公的年金は物価上昇率と比べて実質9.9%の減額となってしまいました。このことは、現役世代が今後、年金を受給する際に、実質的に減額される可能性が極めて大きいことを意味します。

この14年間で、消費税は5%から10%へと2倍になり、75歳以上の医療費窓口負担も2倍に、介護保険料や国保料の値上げなど社会保険料負担が増え、米など食料品の高騰、これに加えイランを巡る紛争によって石油製品を中心に物価が高騰し、年金生活者の実質可処分所得は更に目減りしております。

この結果、年金だけでは食べていけず、働かざるを得ない高齢者が増え、年金だけで生活している高齢者の割合は減少しており、医療費や食費、暖房費すら削らざるを得ない年金受給者も少なからずおります。とりわけ農業・漁業従事者、自営業者に多い国民年金のみの年金受給者にとって低年金は深刻な問題となっております。

年金受給者の生活悪化など危機的状況を受けて、厚生労働省も基礎年金改善の検討を始めております。

高齢化率の高い自治体では、年金が所得と家計消費に占める割合も高く、年金支給額の実質的削減は年金受給者の購買力を低下させ、地域経済への影響も大きくなっております。

よって、国におかれましては、以下の措置を講ずるよう強く要望いたします。

記

1. 若者も高齢者も安心して老後を暮らせるように、物価上昇に見合う老齢基礎年金等の支給額の改善をすること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出する。

(議決年月日)

福島町議会議長 溝部 幸基

提出先 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣